

京 都 大 学 医 学 部 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(学科、学科目及び講座)</p> <p>第4条 医学部医学科の学科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>分子生物学、細胞学・組織学、発生学・遺伝学、人体構造機能学、臨床入門医学、環境・社会医学、内科学、外科学、眼科学、婦人科学・産科学、小児科学、皮膚科学、形成外科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科学、整形外科学、精神医学、放射線医学・核医学、麻酔学、臨床神経学、臨床検査医学、口腔外科学</p> <p>2 医学部保健学科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>看護学専攻 臨床看護学講座、家族看護学講座、地域・老年看護学講座</p> <p>検査技術科学専攻 基礎生体病態情報解析学講座、臨床生体病態情報解析学講座、情報理工医学講座</p> <p>理学療法学専攻 運動機能開発学講座、健康運動機能学講座</p> <p>作業療法学専攻 作業機能開発学講座、作業機能適応学講座</p> <p>(学科長)</p> <p>第5条 前条に定める学科に学科長を置き、<u>医学研究科又は医学部の専任の教授をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>学科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。</u></p> <p>3 学科長は、当該学科の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(学科、学科目及び講座)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 医学部人間健康科学科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(同 左)</p> <p>(学科長)</p> <p>第5条 前条に定める学科に学科長を置く。</p> <p>2 <u>医学部医学科長は医学部長が、医学部人間健康科学科長は医学研究科人間健康科学系専攻長が、それぞれ兼ねるものとする。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>